

(協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国臨時代理大使との間の書簡)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書によって改正される二十六年一月二十二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、次のことを貴官に通報する光栄を有します。

1 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第一条の規定に従って日本国が負担する経費の日本国の令和三会計年度のための概算要求額については、日本国の平成二十九会計年度から令和元会計年度までにおける年平均労働者数の平均(二万三千百七十八人を限度とする。)をもって算定した。二万三千百七

十八人は、日本国の令和二会計年度について用いられた労働者数と同一である。日本国の平成二十八会計年度から令和元会計年度までについて用いられた労働者数は、それぞれ、二万二千七百三十五人、二万二千八百四十五人、二万二千九百五十六人及び二万三千六十七人であった。日本国は、この傾向が継続すれば日本国の令和三会計年度については労働者数が二万三千二百八十九人に達することとなる一方で、二万三千百七十八人との日本国の提案を財政上の必要性を踏まえた一回限りの特別の措置としてアメリカ合衆国が受け入れる意図を有することを認識する。

2 a 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第二条の規定に従って日本国が負担する経費の日本国の令和三会計年度のための概算要求額については、日本国の平成二十九会計年度から令和元会計年度までにおける協定第二条に規定する料金又は代金の支払に要する経費の全部の平均に〇・六一を乗じることをもって算定した。日本国政府は、協定第二条の規定に従って日本国が負担する経費については、二百四十九億百九十万八千円（二四、九〇一、九〇八、〇〇〇円）を限度とする方針に基づきその算定を行った。

b 日本国の令和三会計年度のための概算要求額に関し、日本国政府は、当該概算要求額に、合衆国軍隊

の構成員及び軍属並びにそれらの家族の住宅であつて施設及び区域の外側にあるものに係る経費を算入しなかつた。

c 日本国政府は、協定第二条に規定する電気、ガス、水道及び下水道並びに燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、アメリカ合衆国政府から現行契約の内容の通知を受け、また、当該契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結が行われるときは事前にその内容の通知を受けることを希望するとともに、必要に応じ協議を行うことを要請する意向を有する。

3 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第三条の規定に従つて日本国が負担する経費の日本国の令和三会計年度のための概算要求額については、アメリカ合衆国政府により提出された本件経費見積りを考慮して算定した。

4 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができることが確認される。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十一年二月二十四日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジョセフ・M・ヤング殿

日本国外務大臣 茂木敏充

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定を改正する議定書によって改正される二千十六年一月二十二日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関する本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有するとともに、次のことを閣下に通報する光栄を有します。

- 1 アメリカ合衆国政府は、閣下の書簡1、2 a 及び b 並びに 3 に異議を有しない。
- 2 アメリカ合衆国政府は、日本国政府が協定第二条に規定する電気、ガス、水道及び下水道並びに燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、日本国政府に対し、現行契約の内容を通知し、また、

当該契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結を行うときは事前にその内容を通知するとともに、日本国政府の要請に応じて協議を行う意向を有する。

3 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができる  
ことが確認される。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十一年二月二十四日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジョセフ・M・ヤング

日本国外務大臣 茂木敏充閣下